○内閣府告示第二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千五十二号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年十二月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　福岡市・北九州市グローバル創業・雇用創出特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業、高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置、都市公園占用保育所等施設設置事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、特産酒類の製造事業、航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認関連事業、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業及び課税の特例措置活用事業

○内閣府告示第三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千五百九十五号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年十二月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業、都市公園占用保育所等施設設置事業及び公立国際教育学校等管理事業

○内閣府告示第四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千五百九十八号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年十二月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　仙台市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　仙台市　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略道路占用事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び一般社団法人等への信用保証制度の適用関連事業

○内閣府告示第五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第五百二十七号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年十二月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　養父市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　養父市　中山間農業改革特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、歴史的建築物利用宿泊事業、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、法人農地取得事業及び国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業

○内閣府告示第六号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百六十四号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年十二月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　沖縄県国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　沖縄県　国際観光イノベーション特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業及び地域農畜産物利用促進事業

○総務省告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月五日

総務大臣　野田　聖子

一　名　　称　平成二十九年度米国等における米海兵隊との実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成三十年一月八日から平成三十年二月十八日まで

三　派遣人数（概数）　三百六十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○外務省告示第三号

平成二十九年十二月二十日にプノンペンで、教員養成大学建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　教員養成大学建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十一億七千万円

3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日

4　署名者

日本側　堀之内秀久在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン上級大臣兼外務国際協力大臣

平成三十年一月五日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　　義偉

○外務省告示第四号

平成二十九年十二月二十日にニューデリーで、ベンガルール中心地区高度交通情報及び管理システム導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ベンガルール中心地区高度交通情報及び管理システム導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十二億七千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十月三十一日

4　署名者

日本側　平松賢司在インド大使

インド側　S・セルヴァクマール財務省経済局長

平成三十年一月五日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　　義偉